

令和4年第3回

# 中種子町議会 9月定例会会議録

開会 令和4年9月 7日

閉会 令和4年9月 15日

鹿児島県中種子町議会



# 会 期 日 程

令和4年第3回定例会

月 日	曜日	会議・休会・その他
9月7日	水	本会議 (開会・一般質問・議案審議他)
9月8日	木	休 会
9月9日	金	休 会
9月10日	土	休 日
9月11日	日	休 日
9月12日	月	休 会
9月13日	火	休 会
9月14日	水	休 会
9月15日	木	本会議 (議案審議他・閉会)



## 令和4年第3回中種子町議会定例会会議録目次

### 第1号（9月7日）（水曜日）

1. 開 会	3
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	3
3. 日程第2 会期の決定	3
4. 日程第3 諸般の報告	3
5. 日程第4 行政報告	3
6. 日程第5 一般質問	4
永瀆一則君	5
休 憩	18
7. 日程第6 報告第5号 令和3年度中種子町健全化判断比率及び資金不足比率について	19
田淵川寿広町長提案理由説明	19
質疑	19
8. 日程第7 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて （令和4年度中種子町一般会計補正予算（第3号））	19
田淵川寿広町長提案理由説明	19
質疑	20
討論	20
採決	20
9. 日程第8 議案第36号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	20
田淵川寿広町長提案理由説明	20
質疑	20
討論	20
採決	20
10. 日程第9 議案第37号 中種子町自然レクリエーション村設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例	21
田淵川寿広町長提案理由説明	21
質疑	21
討論	21
採決	21
11. 日程第10 議案第38号 中南衛生管理組合規約の変更について	21
田淵川寿広町長提案理由説明	21
質疑	21
討論	21
採決	22
12. 日程第11 議案第39号 風力発電施設解体工事請負契約について	22
田淵川寿広町長提案理由説明	22
質疑	22
討論	22

	採決	22
13. 日程第12	議案第40号 財産の処分について	22
	田淵川寿広町長提案理由説明	22
	質疑	23
	討論	23
	採決	23
14. 日程第13	議案第41号 令和4年度中種子町一般会計補正予算(第4号)	23
	田淵川寿広町長提案理由説明	23
	上田勝博総務課長補足説明	23
	質疑	25
	討論	25
	採決	26
15. 日程第14	議案第42号 令和4年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)	26
	田淵川寿広町長提案理由説明	26
	質疑	26
	討論	26
	採決	26
16. 日程第15	議案第43号 令和4年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)	27
	田淵川寿広町長提案理由説明	27
	質疑	27
	討論	27
	採決	27
17. 日程第16	議案第44号 令和4年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	27
	田淵川寿広町長提案理由説明	27
	質疑	28
	討論	28
	採決	28
18. 日程第17	議案第45号 令和4年度中種子町水道事業会計補正予算(第2号)	28
	田淵川寿広町長提案理由説明	28
	質疑	29
	討論	29
	採決	29
	休憩	29
19. 日程第18	認定第1号 令和3年度中種子町一般会計歳入歳出決算認定について	29
20. 日程第19	認定第2号 令和3年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について	29
21. 日程第20	認定第3号 令和3年度中種子町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定に	

	ついて	29
22. 日程第21	認定第4号 令和3年度中種子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	29
23. 日程第22	認定第5号 令和3年度中種子町水道事業会計欠損金の処分及び決算の認定について	29
	田淵川寿広町長提案理由説明	29
	上田勝博総務課長補足説明	32
	質疑	34
	決算特別委員会委員選任	34
	休 憩	35
	決算特別委員会委員長、副委員長選任	35
24. 散 会		35
<b>第2号（9月15日）（木曜日）</b>		
1. 開 議		38
2. 日程第1	会議録署名議員の指名	38
3. 日程第2	議案第46号 令和4年度中種子町一般会計補正予算（第5号）	38
	田淵川寿広町長提案理由説明	38
	質疑	38
	討論	38
	採決	38
4. 日程第3	同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件	39
	田淵川寿広町長提案理由説明	39
	質疑	39
	討論	39
	採決	39
5. 日程第4	同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件	39
	田淵川寿広町長提案理由説明	39
	質疑	40
	討論	40
	採決	40
6. 日程第5	同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件	40
	田淵川寿広町長提案理由説明	40
	質疑	40
	討論	40
	採決	40
7. 日程第6	常任委員会の閉会中の所管事務調査の件	41
8. 日程第7	議員派遣の件	41
9. 日程第8	議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	41
10. 閉 会		41



第 1 号

9 月 7 日



# 令和4年第3回中種子町議会定例会会議録（第1号）

令和4年9月7日（水曜日）午前10時開議

## 1. 議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 一般質問
- 第6 報告第5号 令和3年度中種子町健全化判断比率及び資金不足比率について
- 第7 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和4年度中種子町一般会計補正予算（第3号）)
- 第8 議案第36号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第37号 中種子町自然レクリエーション村設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第38号 中南衛生管理組合規約の変更について
- 第11 議案第39号 風力発電施設解体工事請負契約について
- 第12 議案第40号 財産の処分について
- 第13 議案第41号 令和4年度中種子町一般会計補正予算（第4号）
- 第14 議案第42号 令和4年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
- 第15 議案第43号 令和4年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
- 第16 議案第44号 令和4年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第17 議案第45号 令和4年度中種子町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第18 認定第1号 令和3年度中種子町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第19 認定第2号 令和3年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第20 認定第3号 令和3年度中種子町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第21 認定第4号 令和3年度中種子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第22 認定第5号 令和3年度中種子町水道事業会計欠損金の処分及び決算の認定について

-----○-----

## 2. 本日の会議に付したる事件

議事日程のとおりである。

-----○-----

3. 出席議員は次のとおりである。(11名)

1番	浦邊和昭君	2番	橋口渉君
3番	池山喜一郎君	5番	永濱一則君
7番	濱脇重樹君	8番	下田敬三君
9番	迫田秀三君	10番	日高和典君
11番	戸田和代さん	12番	園中孝夫君
13番	徳永留夫君		

-----○-----

4. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

6番 蓮子信二君

-----○-----

5. 説明のため出席した者の職氏名

町長	田淵川寿広君	副町長	阿世知文秋君
総務課長	上田勝博君	町民保健課長	日高隆雄君
福祉環境課長	森山豊君	農林水産課長	園田俊一君
建設課長	池山聖年君	農地整備課長	遠藤淳一郎君
企画課長	南奈津紀さん	会計管理者兼 会計課長	池端みどりさん
税務課長	田平祐一郎君	水道課長	牧瀬善美君
空港管理室長	徳永和久君	行政係長	榎元卓郎君
財政係長	鮫島司君	教育長	北之園千春君
教育総務課長	横手幸徳君	社会教育課長	春田功君
学校教育課長	皆倉健二君	給食センター所長	野平清吾君
選挙管理 事務局長	上田勝博君	農委事務局長	石堂晃一君

-----○-----

6. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 下村茂幸君 議事係長 稲子隆浩君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（徳永留夫君） おはようございます。

ただいまから、令和4年第3回中種子町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お配りした日程表のとおりであります。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（徳永留夫君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、10番、日高和典君。11番、戸田和代さんを指名します。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

○議長（徳永留夫君） 日程第2、「会期決定の件」を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月15日までの9日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月15日までの9日間に決定しました。

-----○-----

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（徳永留夫君） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

7月25日から26日、東京都において、種子島屋久島振興協議会で中央要請活動を行いました。

7月28日、自衛隊誘致並びに馬毛島移設問題調査特別委員会が、山口県和木町を訪問し、再編交付金などの活用方法について調査を行いました。

8月4日、鹿児島市において、第11回種子島屋久島議会議員大会第1回臨時会が開催され、10月4日に大会を開催することに決定しました。

同日、熊毛郡町議会議長会臨時総会が開催され、行政調査について協議が行われました。

8月26日、東京都において、馬毛島基地（仮称）建設に伴う本町への施設整備の御礼を含め、防衛省を表敬訪問しました。

以上の会議資料等は事務局に保管しております。

また、お配りしましたとおり、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査の結果について報告書が提出されています。

これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第4 行政報告

○議長（徳永留夫君） 日程第4、「行政報告」を行います。

これを許可します。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

まず台風 11 号の被害につきましては、当初種子島も直撃する進路も予想されており、大変心配をいたしました。現時点で本町においての被害の報告は入っておりません。

続きまして 8 月 23 日から 8 月 25 日まで、佐渡島で開催されました、全国離島中学生野球大会、通称離島甲子園に中種子中学校も出場し、初戦突破で勢いに乗るかと思われましたが、二試合目では、五つの中学校からの選抜メンバーで構成されたチームとの対戦で、厳しい戦いを強いられ惜敗という結果になりました。

私も開会式に出席し、初戦、2 試合目の観戦をしてまいりました。

試合後に選手の皆さんが挨拶の中で、コロナ禍の中、開催が危ぶまれた本大会が開催され、町民の皆様の御理解があつて参加出来たことに対する感謝の気持ちを述べておられました。

また 8 月 24 日、佐渡島から帰路において、大阪市内 1 泊の行程でございましたので、近畿中種子会の役員の皆様と懇談する機会を設けていただきました。

コロナウイルス感染症の影響を受け、開催中止となっている近畿なかたね会ですが、鳥居会長を中心に会員同士で常に情報交換を行い、会員の結束とふるさとを思う気持ちをいつまでも持ち続けている、との温かい言葉をいただいたところです。

来年こそは、全ての出郷者の総会が盛大に開催されることを願うばかりでございます。

次に、8 月 26 日、鹿児島県消防学校において開催されました、鹿児島県消防操法大会に熊毛支部代表として出場しました。

中種子町消防団中央分団が見事優勝を勝ち取り、10 月末に千葉県で開催されます全国大会に、鹿児島県代表として出場ということになりました。

町の大会から県大会まで長い期間の練習の成果が十分発揮されたものと思います。

正業を持ちながら、また、猛暑の中の練習を続けてこられた団員の皆様に敬意を表するとともに、来る全国大会での御活躍を期待申し上げる次第でございます。

以上、行政報告を終わります。

○議長（徳永留夫君） これで行政報告は終わりました。

-----○-----

#### 日程第 5 一般質問

○議長（徳永留夫君） 日程第 5、「一般質問」を行います。

発言を許可します。5 番、永瀆一則君。

〔5 番 永瀆一則君 登壇〕

○5番（永瀆一則君） おはようございます。

ただいま町長からも話がございました。心配されました台風もほとんど影響はなく、ほっと胸を撫でおろしたことと思います。

一難去って一難という言葉もございます。今後も災害がないことを願うばかりでございます。

私は、今回、議長の許可をいただきまして、基幹産業である農業について、農家の所得向上なくして中種子町の活性化なしとの観点から、質問をさせていただきます。

まず、農業資材高騰に対する町単独の支援策について伺います。

今回のインフレは、農業資材に限らず食料品、エネルギーなど生活に必要な全てのものが高騰しています。

また、日本経済を支えている自動車産業においても、今、新車をオーダーしても届くのは4年後とも言われております。

これは半導体を始めとした部品の供給が出来ず、100年に1度の大変革期とも言われております。

このような状況は、いつまで続くかは誰もが知り得ないところであります。

農業に目を向けてみますと、肥料についてはこれまでの1.5倍から2倍となりました。これを受けて政府は、コスト上昇分の7割を負担軽減支援策として、今年度予算の予備費から、788億円を充てることとしました。

我が中種子町としましても、基幹産業である一次産業に対する支援策を検討してきたと思いますが、どのような内容か伺いたいと思います。

あとは質問席から伺わせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（徳永留夫君） 町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議員御案内のとおり、ロシアによるウクライナ侵攻、これも半年を過ぎ、世界情勢の不安定さは払拭されないどころか、ますます激化の様相を呈し、長期化になりつつある現状でございます。

日本全体がその影響を大きく受け、24年ぶりの円安と相まって、輸入品目の高騰も含め、国民全体の生活に大きな負担となりつつあるところでございます。

議員御質問の、町独自の農業資材高騰等に対する支援策について検討はしてきたかということでございますが、世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇に伴う、肥料、飼料、原油価格の高騰は、農業所得の低下に直接関わることとなり、農業経営に大きな影響を与える深刻な問題であるというふうに考えているところでございます。

このような状況は、今後の農業者の離農、経営縮小や新規に就農を考えている方の意欲を削ぐ可能性があることから、町といたしましても、価格高騰に対する支援策を幾度となる検討してまいったところでございます。

支援策につきましては詳細につきましては、後ほど御審議いただく補正予算に計上しているところでございますが、この場をかりて若干説明をさせていた

だきますと、令和3年度税申告をしたもののうち、農業所得があるもので、肥料費、飼料費、動力光熱費などの経費の合計が1万円を超えるものなどを対象として、町独自の支援をするものでございます。

農業全般にわたり支援をするものであり、200万円を上限として、必要経費の5%を支援するものでございます。

支援の中身につきましては、そのような方向で検討し、後ほど補正予算のほうで御審議もいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（徳永留夫君） 5番、永瀆一則君。

○5番（永瀆一則君） ただいま答弁によりますと、検討されてきたということではありますが、具体的には結構ですが、ほぼどんなものに、どのぐらいの、という骨子があれば説明をお願いしたい。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 申しあげましたように肥料費であったり、飼料費、動力光熱費、当然燃油も含まれます。

そういったものに関しての経費に対して支援をしていくということでございます。

当然、農家の規模、農家の経営状況によっては、経費自体はばらつきがございますので、それに合わせて、上限を200万円として支給するというような予算を計上したところでございます。

○議長（徳永留夫君） 5番、永瀆一則君。

○5番（永瀆一則君） 全般的に農業ということですが、畜産も農業に入ると思うんですが、これ飼料関係も、そういうことですね。

お願いします。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 先ほども申し述べましたように、肥料費であったり飼料費、動力燃料費、そういったもの全般にわたり、対応可能なシステムになっていると考えております。

○議長（徳永留夫君） 5番、永瀆一則君。

○5番（永瀆一則君） 失礼しました。

飼料のこともおっしゃられたんですね。

私はどうしても、隣の町と比べたがるのですが、例えば、南種子町の場合、今回、第2弾の支援策を打ち出し、現在実施中であります。

ちなみに財源は地方創生臨時交付金だそうですが、そういう意味では一早い取組で、順応性があり、この行動の早さは、町民のことを親身になって考えるなど私、つくづく思いました。

その支援策の内容をちょっと一応、かいつまんで説明してみますと、農業者緊急対策事業として、現在農業を営む者で、今後も農業を継続する意志のある者に対して、一戸当たり1万円と、一反につき1,500円×耕作面積、そして、漁業者支援策では、水揚げ日数、水揚げ金額及び両方の区分に応じた金額、上

限で 32 万円。

また畜産農家支援策では、肉用牛で、成牛、育成牛、子牛に、各 1 万円ずつ、そして、乳用牛が、経産牛 1 頭につき 2 万円、上限金額が個人で 100 万、そして法人が 200 万ということであります。

そしてまた、農業用加工・乾燥施設支援策では、お茶の加工施設、タバコ乾燥施設、米の乾燥施設が対象で、リッター当たり 20 円などの支援策を打ち出し、もう既に振り込み済みであるということを知りました。

こういう町民のかゆいところに手が届く思いやり、対応の速さはさすがだなというふうに私は実感しました。

内容はともかく、機敏な行動は極めて重要なことでもあります。

この話を聞いた中種子町町民からは、異口同音に、中種子町にはそわんた一なとかいという数多い声がありました。

中種子町の独自の支援策をもっと早い時期から検討して、町民を喜ばせるべきではなかったか、という風に私は思ったんですが、このようなところを町長どう思われますか。

お願いします。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 議員御案内のとおり、国内で使用される化学肥料などは、化石資源やりん鉱石、加里鉱石などの鉱物資源を原料としておりまして、その全てを海外原料に依存し、尿素やりん安などの製品も相当量を輸入している状況でございます。

全農が 5 月に決定した価格で言いますと、今年 6 月から 12 月の肥料の価格は、令和 3 年 11 月から 5 月までの価格と比較して、主に中国、マレーシアから輸入される尿素については 94%、カナダ、ロシアなどから輸入される塩化カリウムは 80%、その他多くの種類で値上げとなっているところでございます。

本町の主な農作物に使用する肥料については 1 俵当たり 40 円から 1,400 円の値上がり、変動率では 6.78%から 57.14%の値上がりとなった状況であります。

J A 全農は、春肥については原料確保が出来ており、例年並みの製品供給数量を確保できる見通しとなっているということですが、世界的に肥料事業は旺盛で、需給の一層の逼迫が懸念され、価格上昇要因が多く、国際市場はさらに上昇が懸念され、今後も厳しい局面になっているとの見方もあるようでございます。

先ほど来議員のおっしゃるとおり、今回の事案につきましては、緊急事態でもありますので、スピード感を持って対策を講じていかなければならないことは重々理解しておりましたので、農家の皆さんが安心して今後も営農ができるよう、早い段階から最善策を検討してまいったところでございます。

しかしながら参議院選挙後に国による「農業資材の高騰分に対し 7 割補助する支援策を盛り込む」との情報もあったことは、議員も御存じのことだと思います。

事業内容について若干御説明いたしますと、国が創設したこの肥料価格高騰対策事業は、化学肥料の使用量を今後2割低減する取組を行う農業者を対象に、前年度から増加した肥料費の7割を支援金として交付するものでございます。

化学肥料の使用量を今後2割軽減する取組、これは原油価格、物価高騰の、現下の状況に鑑み、昨今の化学肥料の原料に係る国際価格の上昇に対応し、将来にわたって国民に良質な農産物を安定的に供給していくためには、こうした影響を受けにくい生産体制づくりを早急に進めることが必要であるということから、慣行の施肥体系から肥料コスト低減体系への転換を進める取組を支援するものとなっているところでございます。

対象となる肥料については、令和4年秋用肥料または令和5年春用肥料として購入、または購入することが確実と見込まれるものとなります。

申請については、各都道府県に協議会が設置され、農協や肥料販売業者が取組実施主体となり、各農業者はその一員として県協議会に申請することとなることになるようでございます。

支援金の算定には、価格上昇率、使用料低減率が使用されますが、価格上昇率につきましてはいまだに価格の上昇が続いているため、国が9月末に通知を出し、10月からの申請を予定していますが、具体的な申請の時期など、詳細については今後決定されることとなっております。

また、鹿児島県においても9月補正において、肥料価格高騰対策の国の支援策と協調して、肥料コスト上昇分の一部を支援することと決定しております。

具体的には、国の支援金が肥料コスト上昇分の70%であり、残り30%のうち、15%を県が支援する内容となっているところでございます。

あわせて、85%のコスト上昇分に支援金が支払われることとなる見込みです。

このような経緯の中、国や県が行う支援策が、町独自による支援策と重複した場合の対応などが不明であったり、国や県の動向も注視しながら、慎重に議論しなければならないとしてきたところでございます。

本町といたしましては、農業分野においても、作目に関係なく、広く、よりきめ細やかな支援策を実施したいという考えもございましたので、国や県が行う農業資材高騰分に対する支援の前に独自支援をするというのは、時期尚早ではないかというような判断、それとまた、支援するシステムに対しての税の公平性といったところでしっかり議論を重ねてまいってきたところでございます。

以上でございます。

○議長（徳永留夫君） 5番、永瀆一則君。

○5番（永瀆一則君） ありがとうございます。

あまり長々と答えられましてちょっと何を言いよるとか分からないところもございました。

私は、この支援策をもっと早い時期から検討し、実行に移すべきじゃなかったかということ、聞いたつもりなんです、早くから検討はしてきたということでございます。

それを実行になるべく早く移してもらいたかったというのが、私の考えでござ

ございます。

こういうことは先手先手で行ったほうが、町民の厚い信頼も得られるのではないかというふうに私は思うからです。

今後とも、この物価の高騰は、予断を許さない状況でありますので、今後とも、災害なども含め、危機的状況に対しては、いち早い対応をよろしくお願いをいたしまして、次の質問に入らせていただきます。

2点目、基腐病対策について伺います。

昨年度は、基腐病もありながら、苗、種芋などの殺菌や、基腐れに強いコマイシンへの転換など対策を講じた結果、島内全体で作付面積が 879 ヘクタールで、平均反収が 61 俵。

中種子町においては、決して満足のいく数字ではございませんが、67 俵という結果でありました。

安納芋については、全体の 30 から 40 ぐらいが基腐れで不本意な結果となりましたが、今期作のでん粉原料用と安納芋の作付状況と基腐れ発生状況を、お尋ねします。

お願いします。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） まず議員御質問の今期作のでん粉用イモと安納イモの作付状況について、御説明をいたします。

令和 4 年産期のでん粉用イモの作付面積は、319 ヘクタール、対前年比 79 ヘクタールの減でございます。

安納イモにつきましては、作付面積は 102 ヘクタール、対前年比 18.8 ヘクタールの減となっているところでございます。

次に、サツマイモ基腐病発生状況についてでございますが、でん粉原料用サツマイモにつきましては、比較的被害が少ない状況で今のところ成育が進んでいると考えられます。

安納イモなど青果用サツマイモほ場においては、植付け後の発生は昨年と比較して、緩やかな発生が確認されており、各関係機関と連携をとり、発病株の抜取り、殺菌効果のある薬剤の散布、ほ場の排水対策などによるほ場全体への蔓延防止対策を呼びかけてきているところでございます。

先月のほ場の巡回調査による発病率は、町内で約 3 %程度と見込んでいましたが、既に収穫作業が始まっているほ場の状況を確認してみますと、約 10%程度は被害があるという情報もございまして、外観だけの判断だけではなくて、収穫して分かる被害、これも、進んでいるようでございます。

幸いにも、台風 11 号も大きな被害もなく無事通過したばかりではございますが、議員御案内のとおり、基腐病はカビ菌の仲間でございますので、この感染拡大の原因を見てみますと、水分による媒介であり、先ほど 10%程度の被害と申し上げましたが、2 次感染でサツマイモの基腐病の被害が拡大する恐れもまだまだございますので、ほ場の見回りや、防除など、引き続き関係機関と連携し、対策に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 5番、永瀆一則君。

○5番（永瀆一則君） 確実に、作付面積が減っていったるわけでございます。

昨年より、でん粉用は、79ヘクタールの減、その前昨年度が879ですから、その前の年、令和2年度、104ヘクタール、昨年からするとですね、昨年からすると104ヘクタールの減、またその前、令和元年度は、作付の昨年の879から188ヘクタールの減と毎年、すごく減っているわけでございます。

この減反の要因としていろんなことが考えられると思いますが、主に、高齢化で、離農するということと基腐れは大いに関係しているのではないかというふうに私は考えるわけですが、町長、このあたりどう思います。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） はい、議員おっしゃるようにこの基腐病への影響というのは、確かに1年、2年、3年と、経つにつれてもうカライモはやめたサトウキビに切り替える、こういった農家の声を多く聞きます。

そういったところが基腐病の影響によつての、作付の面積減少というものは、大きく影響しているのではないかというふうに私は考えております。

高齢化による離農という面もございしますが、当然そこには規模拡大農家もいらっしゃいますし、担い手というものも、若干ではありますありますがありますので、高齢化による離農というのは、そう大きく影響はしてないと思うのですが、今高齢ではない方の、このでん粉原料用カンショ等からの離れというのは、基腐病が大きく、起因してるのではないかという判断をしているところでございます。

以上です。

○5番（永瀆一則君） 議長。

○議長（徳永留夫君） 5番、永瀆一則君。

○5番（永瀆一則君） 大方の原因は、基腐れじゃないかということでございます。

私もそう思うわけでございます。

高齢化が原因の場合、後継ぎがない限り、対策は、ほぼその若い人が、増反するとか、そういうことでなければ、ほぼ対策はないわけですが、基腐れの場合、対策はしようと思えばあるわけで、その対策を、この後にまた質問させていただきます。

ちなみにですね、基腐れ発生状況の調査は、どのような形で行われているのか。

この説明をしたいんですが、例えば、何枚かの畑を抜き打ちで選び、定期的に足を運ぶ、これはおそらく目視だと思いますが、このような形で行うわけですかね。

お願いします。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） ある程度、規模、面積を作付けされてる方とかの畑を中心に、定期的に巡回をして、発生状況、当然目視になります。

中途半端にちょっとカラが枯れてるところ、ちょっと抜くわけにはいかないもんですから、目視ということがメインになるところでございます。

○議長（徳永留夫君） 5番、永瀆一則君。

○5番（永瀆一則君） 目視になろうかというふうに私も思うわけですが、例えば、もう早く腐れてなくなった、欠株となっている。今はもうカラが張って分からない状態であります。

外から見たら全然基腐れは無こうこらっちゅうような感じの畑が、多いような気がします。

結局、取りあえずこのカラははってるから、見えないだけであって、結構あります。私も見てみましたが。

昨日ですね、安納芋を収穫してる畑に行っちょつと見たんですが、どうしても菌が入ってるカライモというのは、芽が先にでるんですね。

やっぱり子孫を残そうと思ってじゃないですか。

私も初めて知ったんですが、そういうことらしいです。

見た感じ、どうもなこーこら、何ともないようなイモが芽を吹き出して、割ってみるとやっぱり臭いがするんですね。

そういうふうな感じですね。

私も初めて分かったんですが、そういうようなことでございます。

そしてその基腐れにやや強いとされる品種の、コナイシンを今期3ヘクタールつくっている方の話を聞くと、昨年よりもやや多い傾向にあるということでした。

その方が苗床、種芋の消毒はもちろん苗の持ち出し時にも消毒液につけ込んだり、やるべきことはしっかりやっても昨年より多いと嘆いておられました。

現在の基腐病に対する町または農協の指導としては、種芋、苗そして畑の消毒、あるいは抵抗性の強い品種への転換や、転作などを奨励していますが、指導するのは簡単で、やるほうは経費と、労働力がかかります。

もちろん、自分自身のことですから、やらなければなりません。

それは分かっているにしても、労力不足であったり、経済的に余裕がなかったりして満足にかけられない場合もあつたりします。

行政側も、ただ指導するだけじゃなくて、自ら率先して行動を起こすことも、大事じゃないかというふうに思います。

例えばですよ。

また南種子町のことを例に挙げますと、今年3月に蒸熱殺菌処理機これは仮称ですが、なるものを導入しています。

これは種イモを、47度から8度ぐらいの蒸気で、殺菌消毒するもので内容量としては、種芋500キロ。500キロと言いますと、施設バス。コンテナで、20個くらいか。

それにかかる所要時間は、アリモドキゾウムシを退治の場合約8時間、基腐病殺菌の場合は、約5、6時間程度と聞いております。

価格は、1,000万程度で助成が2分の1ということでございます。

価格、あるいは内容量、要する時間などを考えたときに、果たして、実用性があるのか、などの理由で、中種子町の農協も導入を見送ったということを知りました。

そこをあえて、南種子町が導入したということは、少しでも農家のためになればという思い、そして基幹産業を守るという思い、あるいはまた、でん粉工場の存続を願う思いであろうと私は考えます。

結局、私が何を言いたいかというと、この南種子町の行政自らの行動力、やる気、先ほどから何遍も言っているように、見習うべきじゃないかということ、私は声を大にして言いたい。

今後行政として、基幹産業でもある安納いも、でん粉用芋を守る対策として、どのような考えを持ちか伺いますが、まず1点目、耕作面積の確保について、これ以上の減反がないようにするにはどうしたらいいかということ、その対策として、町長どのように考えますか。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 町、行政が、この農政に関与していくという観点からは、やはりこの我が町は農業の町、議員の皆さんもそのように認識をされていると思いますし、私どももそのように認識をしているところでございます。

ですので、農家戸数であったりとか、作付面積であったりとか、そういったもので、他市町村と比較してというのはちょっとしにくいのかなというふうに私は考えております。

それに対して、我々本町行政職員、あたかも何もやってないかのような、今議員の発言お聞きのように聞こえたので、あえて言わせてもらいますと、農家の皆さんのために1番いい方法はどうか。

また、農業関係以外の部分も、やはり町民の皆様のために、いかにスピーディーに、どういうふうに動いていくのか。

そしてまた、この行政というシステム、これをねじ曲げるわけにはいきません。

だからちょっと私も、乱暴なことを職員に言うこともあります。

しかし、町長それは行政をねじまげることになりますよ、というような話を、日夜やっています。全ての課と。

職員も一生懸命考えて、そして町民のために1番いい方策、そして税を投入する上で、公平性を保つ。

そして投入した税が、これから先にどう反映されていくんだろうか。無駄にはならないだろうか、そういったこともしっかり検討、職員は日々、一生懸命、全ての職員が、考えております。

当然、途中でミスもあるかもしれません。

しかし、そういったことも勉強にもなるかもしれません。ただ少しでも、税を効果的に使い、そして本町の農業を中心とした全ての産業が、途絶えることなく成長していくこと、これを職員は日々一生懸命考えている。

そういうふうに私は感じております。ですので当然、実行する時間が必要で

す。

そしてまた、様々な事業の検討、こういったものの予算の効果的な使い方、そういったことをしっかり考えて、職員がやってくれております。

そこら辺は他市町村と比べたときにどうだこうだというような、町民の皆様の御意見もあろうかと思いますが、予算であったり事業であったり、そういったところから出てきたことをしっかり見極めていただいてから、また、議員の皆様には御指導いただければなというふうに思うところでございます。

また、常日頃から私申し上げてございますように、行政だけが、先走りするわけではなく、議員の皆さんが日々、この緊急事態に際しても、農林水産課のほうへ出向く、ほかの課でもいんです。

出向いていただいて、苦言も呈していただいたり、指導もしていただいたりすることとても有用なことで、これがまちをよくするための大きな力になるものだというふうに認識をしておりますので、今後とも御指導方よろしくお願いを申し上げます。

耕作面積の確保についてということでございますが、まず、安納芋の作付面積は、令和4年度が102ヘクタールとなっております。令和元年度109.3ヘクタール、令和2年度、115.5ヘクタール、令和3年度、112.1ヘクタール、でん粉原料用サツマイモの作付け面積は、令和4年度は319ヘクタール、となっております。令和元年度504ヘクタール、令和2年度462ヘクタール、令和3年度398ヘクタールと、でん粉原料用サツマイモに関しては近年大幅に作付面積が減少してきている状況でございます。

また、生産者戸数に関して申し上げますと、安納イモは106戸から102戸とさほど減少ございませんが、でん粉原料用サツマイモは、議員おっしゃるとおり、533戸から381戸と減少傾向にございます。

昨年は、天候にも恵まれ数年ぶりの豊作で、反収に関して農家さんにとって喜ばしい年となりましたが、栽培面積においては、サツマイモ基腐病による決定的な解決策がないことへの不安から来るサトウキビ、その他園芸作物等への転換や高齢化などによる規模縮小、廃作などの理由により、今後も厳しい状況が続くと考えられるところでございます。

しかしながら、でん粉原料用サツマイモは、サトウキビと並ぶ本町の基幹作物でございますし、サトウキビとの輪作体系を拡大しながら、それぞれの生産量を確保していく必要があります。また、安納イモも念願の地理的表示（GI）保護制度に、本年4月2日に登録されたことを機に、今後ますますその需要が高まっていくと考えるところでございます。

現在、町単独事業として、バイオ苗、育苗資材、生分解性マルチなど各種補助事業を実施しており、また、国のサツマイモ基腐病対策の取組に対し、事業費の2分の1程度を支援する「農地耕作条件改善事業」を活用し、令和5年産に向け、本年度、「安納いもブランド推進本部」会員の安納芋生産農家に対し、79.5ヘクタール分の反転耕など、土層改良の事業を計画しているところでございます。

また、次年度においては、令和6年産に向け、キビ・甘藷振興会に属する者を対象に、事業を推進していくこととしているところでございます。

さらに、県も鹿児島県サツマイモ基腐病対策アクションプログラム、これを策定し、令和7年産までに、1万ヘクタールの健全農地を確保するとしており、令和4年度においては、県全体で1,040ヘクタール、うち熊毛地区は150ヘクタール、本町では、35.6ヘクタールを健全農地として確保する目標面積にしているところでございます。

具体的な取組手法としては、重点地区の設定、他作物跡地への作付の推進、農業委員会との連携による荒廃農地の確認作業などとしているところでございます。

安納芋、でん粉原料用サツマイモのさらなる単収向上や、作業労力の軽減につながる技術なども含めた、このような取組を、各関係機関と連携をとりながら要望に応じて、事業の積極的な活用をし、作付面積確保の推進を図っていきたいと考えているところでございますし、既に実施を図っている事業も多々ございます。

また耐病性のすぐれた品種の導入のことまで議員は、聞かれましたかね。聞いてないですね。

はい、一応これで終わります。

○議長（徳永留夫君） 5番、永瀆一則君。

○5番（永瀆一則君） はい。長々とありがとうございました。

町長の答弁の中に、我々中種子町は何もやってないんじゃないかというふうに言われてるという言葉がございました。私は何もそういうふうには思っておりません。

ただ、町長としては、その効果的な使い方、どっちかつちゅうたら、石橋をたたいて渡るほうじゃないかなあというふうに思いました。それも大事でしょ。

例えば、私が先ほど説明しました農協も、中種子町も導入を見送った、機械ですね。その殺菌処理をする機械そういうふうな、入れない。

中種子町、農協は入れないのに、南種子町はあえて、一か八かやってみようかというような感じだと思うんです。

恐らく来期作の種芋から使う予定だというふうに思いますが、例えば、実用性がもしあったとして、いい機械だなというふうに思ったら導入もあり得ますか。

どうでしょう。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 関連性があると思われまますのでお答えいたしますが、先ほど議員が説明したような種芋の燻蒸、蒸すというかそういう機械なんですけど、これの、その種植のため種イモの植付け時期、これが1年を通して、ということではなく期間が限定になるかと思えます。

その期間にそこにどんだけの種イモを入れられるのかっていうことを考えたときに、作付面積、いろんなことを考えたときに、非常に本町の場合はそれ

が効果がある苗のエビデンスもまだ出てない中で、その規模で一か八かかっていうのは先ほども申し上げましたように、税の投入っていうのはやはり我々は慎重になる。

石橋をたたいて渡るのが、それは行政の基本です。

ですので、当然効果が出る、また、規模的に本町の甘藷農家の種イモ全てを短期間でクリアできるという計算が成り立つようであれば、そこら辺の可能性はあろうかと思えますし、実際その機械を入れることで、基腐病がゼロになるのかというようなことまで含めて検証された場合、これは取り入れる必要があるんだろうというふうに考えております。

ただ、そこら辺のしっかりとしたデータ、エビデンスが出ていないということもありますし、先ほど来申し上げております、サトウキビとの輪作体系、ブロッコリーを植えます。そういった中で、先ほどの答弁にもありましたように、耕作、新たな耕作地、そういったところとの体制づくり、こういったものが急務ではないかというふうな判断をしたところでございます。

ですので、しっかりしたエビデンスが出て、これも確実に、基腐れが出ないんだよっていうんであれば我々の自信を持って、議会の皆さんに提案をさせていただくことになろうかと思えます。

○議長（徳永留夫君） 5番、永瀆一則君。

○5番（永瀆一則君） はい。ありがとうございます。

もし、実用性があると判断したならば、ぜひ、導入していただいて、少しでもその町民、農民のためにやっていただきたいというふうに考えるところであります。

例えば、今の南種子町に導入してるその機械の場合は、500キロということですが、もうちょっと一回り大きいやつとかあるわけですし、もちろんその、価格的にも、また2倍3倍になるわけですが、そういうことらしいです。

はい、ありがとうございます。

今年の、6月に熊本の九州沖縄農業研究センターから基腐れにやや強いとされる新種「みちしずく」の発表がございました。

この新種は、焼酎用、また、でん粉用としても期待がされております。

現在は、安定供給に向けて県内で種芋の生産が進められており、2024年に1,000ヘクタール、2026年には、2,000ヘクタールでの生産を見込んでいるとのことである。

前年に、基腐病の被害が大きかった畑での比較試験では、健全イモの1アール当たり収量は、みちしずくがコガネセンガンの5倍から7倍。また、収量全体に占める健全イモの割合はコガネセンガンが2割から4割だったのに対し、みちしずくは6から7割と高かったそうです、との結果が出ています。

ただコガネセンガンは、基腐れへの抵抗性がもともと、やや弱いということもあって、このような結果が出たのではないかなというふうに私は思います。

現在鹿屋市のとある業者が、今期の新種を種イモ用に植付けていて、まだまだ今のところ、現状を見ないと分からないことではありますが、順調な種イモ

の成育が出来たら、個人または団体に予約販売をするということでございます。  
例えば農協とタイアップしてでもあるいはまた、町単独でも、導入して、この品種の普及を図る価値が、あるのではないかと私も思うわけですが、町長の考えをお聞かせください。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） すみません今、新品種、鹿屋の方で、試験的にやられている新品種の名前を再度教えていただけませんか。

○議長（徳永留夫君） 永瀆議員。

○5番（永瀆一則君） 「みちしづく」と言います。  
非常に洒落た名前であります。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） すみませんあの、議員御質問の耐病性のすぐれた品種の導入でございますが、でん粉原料用のサツマイモに関しては、サツマイモ基腐病に対する抵抗性これがやや強である、こないしん。これが本年度、県下のサツマイモ生産地に先駆けてJ A種子屋久に導入をされました。

現在普及されつつあり、本町における令和4年度の品種作付面積は約65ヘクタールとなっているところでございます。

こないしんは、令和4年度の作付面積は約65ヘクタールとなっているところでございます。これは、サツマイモ基腐病に対する抵抗性がやや強いという品種でございます。

またこのこないしんは、実証栽培においてシロユタカより多収という結果も出ているということで、基腐病の発生程度を軽減でき、収量も確保できる品種と期待されているところでございます。

これは、本年度県下のサツマイモ生産地に先駆けて、J A種子屋久に導入されて、本町でも普及させているところでございます。

しかしながら苗床での萌芽数が少ない。

シロユタカと比較して、でん粉含量が緩やかに上昇するため、収穫時期が早いとでん粉歩留まりが低くなる、収穫の際に、切離しにくいなどなど、注意点もございますので、生産者に対しましては、品種の特徴を理解していただいた上での作付けをお願いしたいというふうに考えております。

基腐病が出ないほ場に、この新品種を植えないといけないというのも、ちょっとおかしな話になってきますので、そこはしっかり自分のほ場を見極めて判断をしてもらうっていう、その種苗の選択っていうのをしっかりしてもらう必要があるのだらうなというふうに考えております。

また議員がおっしゃったようなみちしづく、これは農業・食料産業技術総合研究機構（農研機構）で開発されているところでございまして、こがねせんがんよりサツマイモ基腐病に強く、多収であり、焼酎醸造の適性にすぐれているということで、焼酎原料用新種として、酒造会社からも期待されているようでございます。

南九州のサツマイモ作付け比率の5割を超える焼酎原料用品種、コガネセン

ガンに代わる品種として、育成への取組がなされたようでございます。

このみちしずくはあくまでも大隅地方、宮崎との県境に向けてつくられる焼耐用の芋が打撃を受けたということで、このみちしずくというものが、焼耐用にも適正ということで、これを普及というふうなことのよう聞いておるところでございます。とはいえ、この品種はコガネセンガンの流れを汲む品種であり、コガネセンガンよりも耐病性がやや強い品種で、用途としては焼耐用でも、でん粉原料用でも使えるということでございます。

また、シロユタカなどに比べても耐病性がやや強いとされておりますが、一方で、こないしんに比べ基腐病抵抗性はやや劣るというようなことでございます。

こないしんより収穫時に切離しをすることや、でん粉収量も多く、でん粉の白度もシロユタカ並に高いなど、でん粉原料用としての特性もすぐれているという特徴でもございます。

みちしずくがでん粉用として導入される場合は、JAが中心となって導入する傾向でございます。

農家さんのことを思えば、みちしずくも導入された方が良い品種であることは間違いありませんが、過去の焼耐ブーム時に、コガネセンガンはでん粉原料用から焼耐用に流れた事例もございました。

みちしずくを導入することで、同様のことが発生するとでん粉工場の操業にも影響を及ぼすことなども考えられ、サトウキビとでん粉原料用サツマイモの輪作体系が大きく崩れる可能性も否定出来ないというところでは慎重な進め方をしないとイケないのではないかなというふうに考えるところでございます。

このようなことから、みちしずくの導入は関係機関やでん粉工場側としっかりと調整を行いながら、でん粉用が焼耐用として流れないように慎重な対応をする必要があるかというふうに思うところでございます。

安納イモにつきましては、安納紅、安納こがねと品種が限定されております。

種子島においては安納イモとしてのブランド化に向けて推進してきているところでございまして、他の品種へ転換という対応が出来ない、さらにサツマイモ基腐病への抵抗性が弱であるため、今の技術では、被害による減収、これは避けられない状況ではないかなと思うところでございます。

したがいまして現在のところサツマイモ基腐病に対しましては、やはり基本対策の徹底に限るということでありますので、引き続き、「持ち込まない」、「増やさない」、「残さない」の基本的な対策を徹底していただくよう、生産者への呼びかけを継続していきたいというふうに考えております。

またほ場のしっかりした管理、そういったものも大事なことであり、またこの天候により、カビ菌の発生が増えるということでございますので、これから先、いい日よりもが続いてもらうことを期待するというのも、我々としては、内心そういうふうに思っているところもございます。

もう非常にこの安納イモ含め、先ほど来、農業関係について、永濱議員のほ

うからの質問でございますが、畜産にしても、枝肉のダブつきによる子牛の価格の低迷、そういったものも含めこのコロナであったり円安、そしてまたウクライナ問題、そういったものが大きく影を落としているということを我々は常に意識しながら、今後の本町の農業全般にわたり、進展をどのように結びつけていけばいいのか、これからどこら辺をベースをしっかりと支えていかないといけないのか、そういったことをしっかりと検討しながら、皆さん方にまた、各種御提案をさせていくような方向性で進めさせていただければと思いますので、そういった観点からも、ぜひとも議員の皆様、不信に思った点また、アイデアとして、いいアイデア、また行政のほうでやっているやり方でちょっともう少し工夫したほうがというような御意見等ございましたら、どんどんお聞かせ願えれば、また本町の農政、前へ前へ進んでいけるのではないかなと思いますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 5番、永瀆一則君。

○5番（永瀆一則君） ただいま説明の中でこないしんよりみちしずくは、基腐病に対する抵抗性がやや弱いというふうにおっしゃいましたが、私が聞いた限りでは、大体同等ということでございました。

ただ私が先ほどの質問は、みちしずく、新品種、中種子町として、その普及を図る考えはないかと聞いたんですが、今のところそういう考えはなさそうであります。

またJAのほうにも私尋ねたんですが、そういう普及の考えはないかということをお話をしたんですが、町長が先ほどおっしゃられました、でん粉用が焼酎用に流れたといういきさつがございます。

そういうところをどういうふうにしていくかというところが、これからの課題だなというふうに、農協の方もおっしゃっておりました。

そういうことで、また、これまでの説明ありがとうございます。

この先も恐らく、基腐病については、決定的な農薬が出来ない限りほぼ、100%に近い抵抗性を持った品種が出来ない限り、この駆け引きは続くと思います。

行政として今後いかなる場合においても、農家に寄り添った対応をしていただきますようよろしくお願いを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（徳永留夫君） これで一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

再開をおおむね11時15分からとします。

-----○-----

休憩 午前11時04分

再開 午前11時12分

-----○-----

日程第6 報告第5号 令和3年度中種子町健全化判断比率及び資金不足比率  
について

○議長（徳永留夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続けます。

日程第6、報告第5号、「令和3年度中種子町健全化判断比率及び資金不足比率について」を議題とします。

本件について報告を求めます。

町長。

○町長（田淵川寿広君） 報告第5号について説明いたします。

地方財政健全化法により、地方自治体は実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担費比率の4つの財政健全化比率の指標について、毎年公表することとなっており、1つの指標でも早期健全化基準以上となった場合には、財政健全化計画を策定しなければなりません。

また、公営企業についても、資金不足比率の公表が義務づけられており、基準以上になった場合、経営健全化計画を策定することとしております。

本町の各指標につきましては、実質赤字比率及び連結実質赤字比率はありません。

実質公債費比率は、10.2%で、単年度数値では0.1ポイントの減少となりましたが、3か年平均の数値では、増減はございませんでした。

将来負担比率は、16.5%で、前年度に比べ9.8ポイント減少しております。いずれの指標も現時点では早期健全化基準を下回っている状況です。

今後も、財政指標に留意しながら、持続可能な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

監査委員の意見書とあわせて報告をさせていただきます。

以上、報告を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

以上で報告を終わります。

-----○-----

日程第7 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて

（令和4年度中種子町一般会計補正予算（第3号））

議長（徳永留夫君） 日程第7、承認第7号、「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田淵川寿広君） 承認第7号について説明いたします。

今回の補正は、7月24日に開催されました熊毛支部操法大会において優勝した中央分団と県大会出場経費を緊急に計上したもので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年7月27日付けで、一般会計補正予算第3号

を専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告するものでございます。  
歳出予算は、消防費で県大会出場経費を計上。  
歳入予算は、財源調整のため、財政調整基金を繰入れております。  
その結果、歳入歳出にそれぞれ293万8,000円を追加し、補正後の予算総額  
を74億5,394万1,000円とするものでございます。  
以上よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。  
これから承認第7号を採決します。  
お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。  
したがって、承認第7号は、承認することに決定されました。

-----○-----

#### 日程第8 議案第36号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（徳永留夫君） 日程第8、議案第36号、「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。  
本案について提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（田淵川寿広君） 議案第36号について説明いたします。  
妊娠、出産、育児などと、仕事の両立支援のために、地方公務員の育児休業などに関する法律、育児休業、介護休業など、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律などの改正が行われ、育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大などの措置が講じられたことから、本条例の一部を改正するものでございます。  
以上よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。  
これから、議案第36号を採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 36 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第 9 議案第 37 号 中種子町自然レクリエーション村設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**

○議長（徳永留夫君） 日程第 9、議案第 37 号、「中種子町自然レクリエーション村設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。  
本案について提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（田淵川寿広君） 議案第 37 号について説明いたします。  
自然レクリエーション村の研修室及び多目的室の占有使用における使用料徴収額の設定をするため、本条例の一部を改正するものでございます。  
以上よろしく願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。  
これから、議案第 37 号を採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第 37 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第 10 議案第 38 号 中南衛生管理組合規約の変更について**

○議長（徳永留夫君） 日程第 10、議案第 38 号、「中南衛生管理組合規約の変更について」を議題とします。  
本件について提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（田淵川寿広君） 議案第 38 号について説明いたします。  
中南衛生管理組合のし尿処理施設に係る運営費の負担割合を変更するため、同組合規約の一部変更について協議したいので、地方自治法第 286 条第 2 項及び第 290 規定により、議会の議決を求めるものでございます。  
以上、よろしく願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 38 号を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 38 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第 11 議案第 39 号 風力発電施設解体工事請負契約について

○議長（徳永留夫君） 日程第 11、議案第 39 号、「風力発電施設解体工事請負契約について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田淵川寿広君） 議案第 39 号について説明いたします。

風力発電施設解体工事を実施するに当たり、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は風力発電施設解体工事です。

契約の方法は、指名競争入札による契約で、契約の金額は 7,007 万円です。

契約の相手方は、鹿児島県熊毛郡中種子町野間 5269 番地 16、石橋建設株式会社、代表取締役、石橋正澄です。

工期は令和 4 年 9 月 8 日から令和 5 年 1 月 27 日、142 日間です。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 39 号を採決します。

お諮りします。本件は、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 39 号は可決されました。

-----○-----

#### 日程第 12 議案第 40 号 財産の処分について

○議長（徳永留夫君） 日程第 12、議案第 40 号、「財産の処分について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田淵川寿広君） 議案第 40 号について説明いたします。

旧種子島空港跡地に自衛隊馬毛島基地（仮称）の安定的な運用及び適切な維

持管理を目的とした施設を整備するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

売却する不動産は、中種子町野間字フシノ峯、1万6918番1ほか2筆、雑種地、7,346.17平方メートルです。

売却額は1,390万円、売却の相手方は、熊本県熊本市東区1-1-11、熊本防衛支局支局長小森達也でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第40号を採決します。

お諮りします。本件は、決定することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は可決されました。

-----○-----

#### 日程第13 議案第41号 令和4年度中種子町一般会計補正予算（第4号）

○議長（徳永留夫君） 日程第13、議案第41号、「令和4年度中種子町一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田淵川寿広君） 議案第41号について説明いたします。

今回の補正は普通交付税の交付決定と農業資材等の高騰に伴う支援事業の追加が主なものでございます。

歳入歳出にそれぞれ2億4,691万1,000円を追加し、補正後の予算総額を77億85万2,000円とするものでございます。

歳入歳出予算補正のほか、債務負担行為の補正と地方債の補正もあわせて計上しております。

詳細につきましては総務課長に説明させます。

よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） 総務課長。

○総務課長（上田勝博君） 議案第41号、令和4年度中種子町一般会計補正予算第4号の事項別明細書、歳入歳出予算の主なものについて御説明いたします。

まず、歳出から御説明いたします。

14ページをお願いいたします。

上段の目の2、文書広報費、増額273万9,000円は、公式LINEアカウント導入に伴う経費でございます。

1段下の目の5、財産管理費、増額387万5,000円は、役場庁舎及び中央公民館、合併浄化槽設置工事設計委託経費でございます。

その下、目の6企画費、増額2,450万3,000円は、コミュニティバス車両購入に係る経費でございます。

次に16ページをお願いします。

中段の目の1、戸籍住民基本台帳費、減額368万6,000円は、これまで市町村を通じて交付していた地方公共団体情報システム機構への補助金が、国からの直接交付に変更されたことから、個人番号カード交付事業補助金を減額するものでございます。

次の17ページをお願いします。

1番下の目の1、社会福祉総務費、増額1,300万5,000円は、次のページの、国保特別会計への繰出金でございます。

次に、21ページをお願いします。

下から2段目の目の2、農業振興費、増額1億3,203万2,000円は、硬プラハウスを無償提供を受け、育苗施設として活用するための移設等経費及び農業資材価格高騰対策支援事業に係る経費でございます。

1番下の目の4、畜産業費、増額3,060万円は、優良雌牛導入事業経費でございます。

次のページ、22ページをお願いします。

1番上の目の7、水田農業構造改革対策費、増額115万5,000円は、農家情報データ移行作業に伴う、農業再生協議会への補助金を増額するものするものでございます。

2段下の目の12、農村振興運動費、増額450万円は、新規就農者育成総合対策事業として、3名の新規採択候補者に対する経営開始資金補助でございます。

その下の目の14、経営基盤強化促進費、増額411万6,000円は、経営発展支援事業として、ホイールローダ導入経費補助でございます。

次のページ、23ページをお願いします。

下から2段目、目の8、農地耕作条件改善事業費、増額2,634万5,000円は、基腐病対策のために実施する排水対策及び土層改良に対する助成事業費でございます。

次に、27ページをお願いします。

1番下の目の2、事務局費、増額745万7,000円は、次のページの各学校における感染症対策経費でございます。

次に31ページをお願いします。

1番上の目の1、保健体育総務費、増額201万4,000円は、よいらーいきスポーツクラブ20周年記念事業に係る補助金の増額でございます。

歳出は以上でございます。

次に歳入を説明します。

8 ページをお願いします。

1 番上の項の 1、町民税、増額 369 万 2,000 円と、1 段下の項の 2、固定資産税、増額 1,282 万 4,000 円、項の 3、軽自動車税、増額 127 万円は、収入見込額によるものでございます。

2 段下の目の 1、地方交付税、増額 5 億 7940 万円は、交付決定に伴うものでございます。

次のページ 9 ページをお願いします。

1 番上の目の 3、土木使用料、減額 307 万 5,000 円は、流水プール営業中止に伴うものでございます。

その下の款の 15、国庫支出金から、11 ページ上段の款の 16、県支出金までの各目の補正につきましては、交付決定に伴う調整でございます。

11 ページ中段の項の 1、基金繰入金、減額 3 億 9,257 万 2,000 円は、財源調整が主なものでございます。

12 ページをお願いします。

2 段目の項の 1、繰越金、増額 1,189 万 6,000 円は、前年度繰越額確定に伴う増額でございます。

同ページ 1 番下の款の 22、町債につきましては、臨時財政対策債の発行可能額確定による調整が主なものでございます。

歳入は以上でございます。

次に、6 ページをお願いします。

第 2 表、債務負担行為補正でございます。

委託先、相手等の決定及び限度額の変更によるものでございます。

次に 7 ページをお願いします。

第 3 表地方債補正でございます。

各事業費の確定により、限度額をそれぞれ変更するものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法には変更はございません。

最後に 1 ページをお願いします。

第 1 条第 1 項は、既定予算に 2 億 4,691 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 77 億 85 万 2,000 円と既定するものでございます。

第 2 項は、補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によることと既定するものでございます。

第 2 条は、債務負担行為の補正について、第 3 条は地方債の補正についてそれぞれ既定するものでございます。

以上で説明を終わります。

議決方よろしく願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 41 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 41 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第 14 議案第 42 号 令和 4 年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計 補正予算（第 2 号）

○議長（徳永留夫君） 日程第 14、議案第 42 号、「令和 4 年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田淵川寿広君） 議案第 42 号について説明いたします。

2 ページ、第 1 表歳入歳出予算補正を御説明いたします。

まず、歳入から、国民健康保険税は本算定による 1,282 万円の減額。

繰入金は、一般管理費の減に伴う事務費繰入金 59 万 2,000 円の減額と国保特会財源不足による法定外繰入金 1,240 万 8,000 円の増額で、合わせて 1,181 万 6,000 円の増額。

繰越金は前年度繰越金の確定に伴い、10 万 6,000 円の増額を計上しております。

次に歳出予算、3 ページを御覧ください。

総務費は一般管理費の実績見込みによる減額で 59 万 2,000 円の減額、保健事業費は、会計年度任用職員退職手当組合負担金の実績見込みで、33 万 5,000 円の減額と、特定健診用消耗品費 2 万 9,000 円の増額を計上しております。

その結果歳入歳出それぞれ 89 万 8,000 円を減額し、予算総額を 14 億 3,096 万 9,000 円とするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 42 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 42 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 15 議案第 43 号 令和 4 年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正  
予算（第 2 号）

○議長（徳永留夫君） 日程第 15、議案第 43 号、「令和 4 年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田淵川寿広君） 議案第 43 号について説明いたします。

2 ページの第 1 表歳入歳出予算補正で御説明をいたします。

まず歳入から、国庫支出金は 3,115 万 9,000 円の減額、県支出金を 1,843 万 7,000 円の減額、いずれも交付決定通知に伴う補正でございます。

次に歳出予算、3 ページを御覧ください。

総務費は総務管理費 47 万 8,000 円減額、地域支援事業費は 5 万 9,000 円の減額を計上しております。

その結果、歳入歳出それぞれ 53 万 7,000 円を減額し、予算総額を 12 億 9,934 万 2,000 円とするものでございます。

以上よろしく願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 43 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 43 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 16 議案第 44 号 令和 4 年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予  
算（第 2 号）

○議長（徳永留夫君） 日程第 16、議案第 44 号、「令和 4 年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田淵川寿広君） 議案第 44 号について説明をいたします。

2 ページ第 1 表歳入歳出予算補正で御説明いたします。

まずは歳入から、後期高齢者医療保険料は、特別徴収普通徴収保険料 67 万 5,000 円の減額。

繰入金は事務費繰入金 31 万 9,000 円の減額。

繰越金は前年度繰越金 32 万円の増額を計上しているおります。

次に歳出予算 3 ページを御覧ください。

総務費は職員手当など 34 万円の減額。

需用費 2 万円の増額、後期高齢者医療広域連合納付金は、概算額の決定に伴う、67 万 5,000 円の減額。

保健事業費は報償費 1 万 5,000 円の減額、需用費 1 万 5,000 円の増額。

諸支出金は繰出金 32 万 1,000 円の増額を計上しております。

その結果、歳入歳出にそれぞれ 67 万 4,000 円を減額し、予算総額を 1 億 5,888 万 1,000 円とするものでございます。

以上よろしく願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 44 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 44 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第 17 議案第 45 号 令和 4 年度中種子町水道事業会計補正予算 (第 2 号)

○議長（徳永留夫君） 日程第 17、議案第 45 号、「令和 4 年度中種子町水道事業会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田淵川寿広君） 議案第 45 号について説明いたします。

今回の補正予算は、収益的支出の営業費用で、北部地区浄水場内導水管設計業務として、原水及び浄水費の委託料 50 万円、修繕費で、7 月に発生した落雷被害復旧として、古房浄水場、浜津脇浄水場、南部浄水場の電気計装及び通信設備など、644 万円、総係費では、水道施設自然災害保険料 196 万円、公用車リースに伴う賃借料 15 万 1,000 円をそれぞれ増額するものです。

その結果収益的支出に 905 万 1,000 円を追加し、収益的支出の予算総額を 3 億 2,326 万 9,000 円とするものでございます。

次に資本的支出については、建設改良費の浄水設備改良費で、古房浄水場の繰越し事業に伴う令和 4 年度工事管理として、委託料 100 万円を増額し、総額を 7 億 7,128 万 5,000 円とするものです。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額 7 億 6,978 万 5,000 円は、繰越し工事資金 6 億 2,409 万 8,000 円、過年度損益勘定留保資金 1,600、44 万 8,000

円、当年度損益勘定留保資金 6,664 万 8,000 円、消費税及び地方消費税資本的  
収支調整額 6,259 万 1,000 円で補填するものでございます。

一時借入金につきましては繰越事業に係る運転資金として 3 億円を 4 億円  
に改めるものでございます。

以上よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 45 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 45 号は、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。

再開をおおむね 13 時 10 分からとします。

-----○-----

休憩 午前 11 時 42 分

再開 午後 01 時 07 分

-----○-----

日程第 18 認定第 1 号 令和 3 年度中種子町一般会計歳入歳出決算認定につ  
いて

日程第 19 認定第 2 号 令和 3 年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳  
入歳出決算認定について

日程第 20 認定第 3 号 令和 3 年度中種子町介護保険事業勘定特別会計歳入歳  
出決算認定について

日程第 21 認定第 4 号 令和 3 年度中種子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出  
決算認定について

日程第 22 認定第 5 号 令和 3 年度中種子町水道事業会計欠損金の処分及び決  
算の認定について

○議長（徳永留夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続けます。

日程第 18、認定第 1 号、「令和 3 年度中種子町一般会計歳入歳出決算認定に  
ついて」から、日程第 22、認定第 5 号、「令和 3 年度中種子町水道事業会計欠  
損金の処分及び決算の認定について」までの 5 件を、一括議題とします。

本件について説明を求めます。町長。

○町長（田淵川寿広君） 認定第 1 号から認定第 5 号まで各会計ごとの決算の認  
定につきまして提案理由を申し上げます。

各会計の決算につきましては既に監査委員の審査を終えておりますので、地方自治法第 233 条第 3 項及び地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付して決算の認定をお願いするものでございます。

決算審査で御指摘のありました事項や御意見につきましては、今後の町政執行におきまして十分に反映させていく所存でございます。

各会計の総括的な事項を申し述べます。

認定第 1 号、一般会計歳入歳出決算の概要でございますが、令和 3 年度につきましても、新型コロナウイルス感染症対策費の影響から、例年に比べ大きく増加しております。

歳入総額は前年度比で 2.2%減の 83 億 6,407 万 9,000 円、歳出総額で 1.8%減の 83 億 577 万 1,000 円となり、実質収支は 5,830 万 8,000 円の黒字になっています。

また交付税の増額などの影響から、実質単年度収支については 431 万 8,000 円の黒字となっています。

歳入決算額の構成状況につきましては地方交付税が 41.8%と最も多く、続いて国庫支出金の 15.6%となっており、依存財源が 82.8%と非常に高い比率となっております。

歳出の状況につきましては、目的別に見ると、民生費が 20.7%で最も高く、次いで総務費の 17.2%、教育費の 12.1%と続きます。

また、性質別で見ると、人件費が 17.3%と最も多く、次いで普通建設事業費の 16.8%、補助費などの 14.6%となっており、こちらも義務的経費が 40.9%と高い比率となっております。

なお、各事業の詳細は主要施策の成果報告書に記載しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

以上令和 3 年度一般会計決算について概要を述べましたが、本町の財政は以前、営業的経費の割合が高く、財政の硬直化が進んでいることや、今後見込まれる各種施設等の大規模改修などによる地方債の増発、一部事務組合への負担金の増加に加え、終息の見えない新型コロナウイルス感染症対策などから、今後も、厳しい財政運営を強いられることが予想されるところでございます。

次に、認定第 2 号、国民健康保険事業特別会計の歳入総額は、国民健康保険税 1 億 9,556 万 8,000 円を含む 11 億 1,799 万 5,000 円で、前年度に比べ 1 億 3,659 万 2,000 円の収入減となりました。

歳出総額は保険給付費など合計 11 億 1,228 万 9,000 円で、前年度に比べ 1 億 3,763 万 6,000 円の支出減となり、そのうち保険給付費が前年度に比べ 1 億 1,525 万 9,000 円減の 7 億 3,646 万 6,000 円となっております。

その結果次年度繰越金は 570 万 6,000 円となりました。

令和 3 年度においても、国民健康保険税の収納対策を積極的に行いながら、健康診断及び各種がん検診の受診勧奨や、各種保健事業を推進することにより、医療費の抑制に努めたところでございます。

今後も国民健康保険税の収納率向上はもとより、疾病の早期発見予防に重点

を置き、積極的に支援することで、医療費抑制と収入の確保を両輪として、国保特別会計の健全運営と健康増進に努めてまいります。

次に、認定第3号について説明いたします。

介護保険制度は3か年を1期とする事業運営期間を設けており、令和3年度は、第8期事業計画の初年度として、事業計画範囲内の健全な事業実施となりました。

介護保険事業勘定特別会計の歳入については、介護保険料基準額を第7期6,000円から第8期6,300円に改定したことから、前年度に比べ、3,216万1,000円の収入増の、11億8,637万6,000円となりました。

歳出総額のうち保険給付費は10億4,424万5,000円で、居宅介護サービス給付などの増加により、前年度に比べ5,168万円の支出増。

また高齢者の総合生活支援窓口の地域包括支援センター関係では、介護予防日常生活支援総合事業などの地域支援事業として、5,281万2,000円となり、前年度に比べ44万4,000円の支出増の11億8,622万9,000円となりました。

その結果、次年度繰越金は14万7,000円となりました。

今後も介護保険制度への理解と徴収率の向上に努め、サービスの充実を図りながら、介護保険の理念に基づく、尊厳ある福祉の向上に努めてまいりたいと思います。

次に、認定第4号について説明いたします。

後期高齢者医療制度につきましては、鹿児島県後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、市町村と連携を図りながら、高齢者の医療保険業務を行っております。

歳入総額は後期高齢者医療保険料7,771万8,000円を含む1億4,705万7,000円で、前年度に比べ816万3,000円の収入減となりました。

歳出総額は後期高齢者医療広域連合納付金1億3,020万5,000円を含む、1億4,673万6,000円で、前年度に比べ682万8,000円の支出減となりました。

その結果、次年度繰越金は32万1,000円となりました。

年々、被保険者の医療費の増加が予測されるため、高齢者の検診受診率の向上に努め、健康増進と医療費の適正化に努めてまいります。

次に、認定第5号について説明いたします。

中種子町水道事業については、年間を通して降雨量に恵まれ、原水不足はなく、安定した水道水の供給を行うことが出来ました。

給水状況は、給水人口が7,458人、給水件数4,679件、総給水量89万5,784立米で、有収率67.18%でした。

水道事業収益の主なものは営業収益の給水収益で、税抜1億6,133万円、収益の合計は2億7,690万8,000円となりました。

水道事業費用の合計は2億7,388万5,000円となり、当年度の損益は302万3,000円の純利益となりました。

その結果当年度未処理欠損金は3,075万6,000円となりましたので、処分についての認定をお願いするものでございます。

資本的支出については、建設改良費税込み 6,182 万円、企業債償還金 7,781 万 6,000 円で、合計 1 億 3,963 万 6,000 円となり、不足額 1 億 397 万 9,000 円は過年度及び当年度損益勘定留保資金ほかで補填しました。

建設改良事業につきましては、導水管布設工事 1,134 万 1,000 円、浄水設備改良費で、古房浄水場更新工事 6 件で 3,562 万 2,000 円、配水設備改良費では、道路改良に伴う配水管布設替工事 3 件で、428 万 7,000 円が主なものとなりましたが、古房浄水場更新事業につきましては、コロナ禍などの影響による機材資材の確保に遅れが生じたことから、令和 4 年度に繰越しとなりました。

今後も水資源の有効活用と経営の効率化を図るため、質の高い安心安全で安定的な水道水の供給と徹底した漏水対策を行い、経費削減に努めてまいります。

こうした状況下ではございますが、健全財政を堅持していくことは、行政運営の基本でございます。

財政需要の増大が見込まれる中、福祉の向上と住民サービスに努めながら、今後とも財政の健全化に取り組んでいくとともに、公営企業企業会計につきましても、常に経営状況を明確にし、生活環境の整備と一層の充実を図ってまいりる所存でございます。

以上、令和 3 年度の各会計決算並びに事業の概要について申し上げます。

御審議の上、認定くださいますようお願いを申し上げます。

なお、一般会計の詳細につきましては、総務課長に説明をさせます。

よろしくお願いいたします。

議長。

○議長（徳永留夫君） 総務課長。

○総務課長（上田勝博君） 認定第 1 号、令和 3 年度中種子町一般会計歳入歳出決算認定について、主要施策の成果報告書を提出しておりますので、報告書に沿って御説明いたします。

令和 3 年度の決算における健全化判断比率については、基金への積立金が増えたことにより、負担比率は減少し、経常収支比率も減少しております。

実質公債費比率は、昨年度と同比率となっておりますが、地方交付税が増加したことにより、単年度の実質公債費比率は減少しています。

それでは、主要施策の成果報告書の 3 ページをお願いします。

第 1、決算収支の状況でございます。

一般会計の歳入決算額は 83 億 6,407 万 9,000 円。

歳出決算額は 83 億 577 万 1,000 円。

歳入歳出の差引額、いわゆる形式収支は 5,830 万 8,000 円の黒字でございます。

このうち、翌年度へ繰り越すべき財源が 1,241 万 1,000 円で、形式収支から繰越財源を差し引いた実質収支額は、4,589 万 7,000 円の黒字決算となりました。

本年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支は 443 万 8,000 円の赤字決算となりましたが、財政調整基金への積立金を加えた実質

単年度収支は 431 万 8,000 円の黒字決算となりました。

次に 5 ページをお願いします。

第 2 表、歳入決算額の状況でございます。

歳入の構成比及び伸び率を示しております。

歳入構成比では、款の 10 地方交付税が 41.8%。

款の 14 国庫支出金、15.6%。

款の 21 町債 12.1%、款の 15 県支出金 9.6%の順で、依存財源の割合が高い財政構造となっております。

6 ページをお願いします。

第 1 図、歳入決算額の状況でございます。

歳入決算額を前年度と比較しております。

構成比は、昨年度と大きく変わっていない状況です。

7 ページをお願いします。

第 3 表は、町税の決算額を前年度と比較しております。

固定資産税、軽自動車税は、評価替え及びコロナ特例措置等により減額となっております。

その下の第 2 図は、税目ごとにグラフで前年度と比較をしております。

その下の第 4 表は、国県支出金の構成比と伸び率を比較しております。

次に、8 ページから 25 ページにかけては、目的ごとに事業効果について詳しく示しております。

お目通しいただきますようお願い申し上げます。

次に、26 ページをお願いします。

第 5 表、歳出決算額の状況でございます。

目的別に示しており、構成比では民生費が最も高く、次に総務費、教育費、公債費、衛生費の順となっております。

次のページ、第 3 図は、目的別歳出決算額の状況を前年度と比較しております。

次のページ、第 4 図性質別歳出決算額の状況を前年度と比較しております。

性質別の構成比では、人件費、扶助費、公債費の義務的経費が 40.9%、普通建設事業災害復旧事業の投資的経費が 19.1%、物件費、補助費等などのその他経費が 40%となっております。

次に 29 ページをお願いします。

第 6 表は、公債費比率等の推移で、町債の現在高、実質公債費比率の推移を示したものです。

実質公債費比率は 10.2%で、前年度と同比率となっております。

町債の現在高は、前年度から 9,500 万円増加し、84 億 100 万円となっております。

次に 30 ページをお願いします。

30 ページ、第 7 表は、地方債の目的別現在高を示しております。

31 ページをお願いします。

第5図は借入れ先別の現在高を示してございます。

32ページから34ページにかけては、4つの特別会計の状況を示しています。以上が、令和3年度一般会計歳入歳出決算の状況でございます。

今後、一部事務組合及び各特別会計への負担金、社会保障関係費等の増大、人口減少対策、防災減災対策など、地方財政を取り巻く情勢はますます厳しくなるものと推測されます。

行財政改革を積極的に推進すると共に経費の見直し、合理化、受益者負担の適正化、自主財源の確保に努め、健全な行財政運営を推進し、適正な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

御指導方よろしくお願いいたします。

ここに別冊のとおり、中種子町監査委員から提出されました令和3年度中種子町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書並びに基金運用状況審査意見書、令和3年度中種子町財政健全化審査意見書と主要施策の成果報告書を添えて町長から御提案申し上げたところでございます。

御審議いただきまして、認定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長（徳永留夫君） これから総括質疑を行います。

本件については、後もって決算特別委員会を設置する予定ですので、質疑は簡潔にお願いします。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件については、6人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、6人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。

審査期間は審査が終了するまでとし、閉会中もこれを行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、審査期間は審査が終了するまでとし、閉会中もこれを行うことに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第3項及び4項の規定によって、浦邊和昭君、橋口渉君、永濱一則君、下田敬三君、日高和典君、園中孝夫君、以上6人を指名したいと思っております。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会の委員は、ただいま指名しました6人の諸君を選任することに決定しました。

決算特別委員の皆さんは、正副委員長の互選を行ってください。

委員会の開催場所は、委員会条例第9条第1項の規定により、議員控室とします。

ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後 01 時 25 分

再開 午後 01 時 29 分

-----○-----

○議長（徳永留夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員会条例第8条第2項の規定により、委員長に永瀆一則君、副委員長に浦邊和昭君が決定した旨通知を受けましたのでお知らせいたします。

以上で本日の議事日程は全部終了しました。

明日から14日までは、本会議は休会とし、15日午前10時より本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

御苦勞様でした。

-----○-----

散会 午後 01 時 29 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

中種子町議会議長

中種子町議会議員

中種子町議会議員

第 2 号

9 月 1 5 日



令和4年第3回中種子町議会定例会会議録（第2号）

令和4年9月15日（木曜日）午前10時開議

1. 議事日程（第2号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第46号 令和4年度中種子町一般会計補正予算（第5号）
- 第3 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件
- 第4 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件
- 第5 同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件
- 第6 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 第7 議員派遣の件
- 第8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

-----○-----

2. 本日の会議に付したる事件

議事日程のとおりである。

-----○-----

3. 出席議員は次のとおりである。（12名）

- |     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 浦邊和昭君  | 2番  | 橋口渉君   |
| 3番  | 池山喜一郎君 | 5番  | 永濱一則君  |
| 6番  | 蓮子信二君  | 7番  | 濱脇重樹君  |
| 8番  | 下田敬三君  | 9番  | 迫田秀三君  |
| 10番 | 日高和典君  | 11番 | 戸田和代さん |
| 12番 | 園中孝夫君  | 13番 | 徳永留夫君  |

-----○-----

4. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

-----○-----

5. 説明のため出席した者の職氏名

町長 田淵川寿広君 副町長 阿世知文秋君  
総務課長 上田勝博君 建設課長 池山聖年君

-----○-----

6. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 下村茂幸君 議事係長 稲子隆浩君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（徳永留夫君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お配りした日程表のとおりであります。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（徳永留夫君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、12番、園中孝夫君、1番、浦邊和昭君を指名します。

-----○-----

#### 日程第2 議案第46号 令和4年度中種子町一般会計補正予算（第5号）

○議長（徳永留夫君） 日程第2、議案第46号、「令和4年度中種子町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） おはようございます。

議案第46号について説明いたします。

今回の補正は、8月26日に開催された県消防操法大会において優勝した中央分団の全国大会出場経費及び災害復旧事業の実施設計積算変更による工事費の増額を緊急に計上するものでございます。

歳入予算は、工事費の増に伴う国庫支出金及び町債を増額。財源調整のため、財政調整基金の繰入れを増額。

雑入は、日本消防協会及び県消防学校からの出場補助費を計上しております。

その結果、歳入歳出にそれぞれ、1,779万3,000円を追加し、補正後の予算総額を77億1,864万5,000円とするものでございます。

以上よろしく願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第46号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件

○議長（徳永留夫君） 日程第3、同意第4号、「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 同意第4号について説明いたします。

現在、固定資産評価審査委員会委員として御尽力をいただいております、光紀義氏が9月30日をもって任期満了となります。

引き続き光紀義氏を固定資産評価審査委員会委員として選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所が、鹿児島県熊毛郡中種子町納官、氏名、光紀義。

任期は令和4年10月1日から令和7年9月30日まででございます。

以上よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから同意第4号を採決します。

お諮りします。本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第4号は同意することに決定しました。

-----○-----

日程第4 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件

○議長（徳永留夫君） 日程第4、同意第5号、「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件」を議題とします。

提出者の説明を求めます。町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 同意第5号について説明いたします。

現在固定資産評価審査委員会委員として御尽力をいただいております、牧瀬広之氏が9月30日をもって任期満了となります。

引き続き牧瀬広之氏を固定資産評価審査委員会委員として選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所が、鹿児島県熊毛郡中種子町野間、氏名が牧瀬広之、任期は令和4年10

月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までです。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、同意第 5 号を採決します。

お諮りします。本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第 5 号は同意することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第 5 同意第 6 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件

○議長（徳永留夫君） 日程第 5、同意第 5 号、「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 同意第 6 号について説明いたします。

現在固定資産評価審査委員会委員として御尽力をいただいています、池山孝治氏が 9 月 30 日をもって任期満了となります。

後任に里重浩氏を固定資産評価審査委員会委員として選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所が、鹿児島県熊毛郡中種子町野間、氏名が里重浩、任期は令和 4 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までです。

以上よろしく願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、同意第 6 号を採決します。

お諮りします。本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第 6 号は同意することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第6 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

- 議長（徳永留夫君） 日程第6、「常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。

各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第75条によってお配りしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長、副委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

#### 日程第7 議員派遣の件

- 議長（徳永留夫君） 日程第7、「議員派遣の件」を議題にします。

お諮りします。議員派遣の件については、お配りしましたとおり、議員を派遣することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お配りしましたとおり派遣することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

- 議長（徳永留夫君） 日程第8、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お配りしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

- 議長（徳永留夫君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第3回中種子町議会定例会を閉会します。御苦労様でした。

-----○-----

閉会 午前10時09分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

中種子町議会議長

中種子町議会議員

中種子町議会議員